

認知症の経過と地域の関わり

認知症は下表のように進行していきます。その段階ごとに本人の暮らし・様子の変化や家族の心得・対応のポイントを確認することができます。

認知症 (重度)	認知症 (中等度)	認知症 (軽度)	認知症の疑い	元気	認知症の段階
常に専門医療や介護が必要	日常生活を送るには支援や介護が必要	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	自立		
<ul style="list-style-type: none"> ● 生きるための支援や配慮が必要 ● 食事、トイレ、着替え、入浴、移動に介助が必要 ● 言葉数が減り、感情の表出も乏しくなる(目・耳・鼻などの機能は残っている) ● 日中も眠っていることが多くなる ● 家族でも分からなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1人では暮らしにくく、何らかの支援や見守りが必要 ● 物盗られ妄想や攻撃的な言動がみられ、周囲との衝突が増える ● 料理の手順が分からなくなる ● 季節に合った服を選ぶのが難しい ● 着替え、入浴をしなくなる ● 外出の回数が減る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲が違和感を感じ出す ● 同じことを何回も聞く ● 物や人の名前が出てこない ● ささいなことでもイライラして怒りっぽくなる ● 料理や買い物、金銭管理が難しくなってくる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近のことをよく忘れる ● もの忘れが増えるが自覚もある(人からも言われ始める) ● 日常生活は自立しているが、計算間違いや漢字のミスなどが増える 	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事や趣味などに取り組む ● 地域行事へ参加する 	本人の暮らし・様子
<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の過ごしたい場所を尊重するとともに、家族状況も含めて、看取りの場所や心の準備をしましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族の介護負担を軽減しましょう ● 介護サービスなどを利用して介護疲れを防いだり、家族交流会を利用して介護上の情報交換や交流の機会を持ちましょう ● お金や通帳、財産の管理方法について考えておきましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人ができることは本人に任せ、できないことを支援しましょう ● 焦らず、自尊心を傷つけないことが大切です 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年齢のせいにはせず、気になりはじめたら、早めにかかりつけ医に相談しましょう ● 本人が交流の機会を保てるように、介護サービスなどの利用を検討しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症になったときのことを家族みんなで話し合っておきましょう ● 認知症は病気であることを理解しておきましょう 	家族の心得・対応のポイント

注意が必要な変化



「早期発見」「早期治療」
 早期に治療を行えば、症状の悪化を防止することも可能になってきました。「ちょっとおかしい」「以前と様子が違う」と思ったら医療機関を受診しましょう。

日常生活で左のような変化があればメモをして、まずはかかりつけ医に相談することが大切です。「認知症は治らないので、

病院に行っても仕方がない」と思われるかもしれませんが、他の病気と同じように、認知症も早期発見・診断・治療はとても重要です。与謝野町内には認知症の鑑別診断(以下参照)、周辺症状と身体合併症の治療、専門医療相談等を行う「認知症疾患医療センター」を設置した京都府立医科大学附属北部医療センターがあり、専門医が診察を行っています。

【鑑別診断】 MRIなどの頭部画像検査や質問による認知機能検査など、必要な検査と専門医の診察によって認知症の有無や原因疾患、重症度等を調べます。鑑別診断をすることで正常圧水頭症や慢性硬膜下血腫など治療で良くなる疾患や、認知症以外の疾患が見つかることがあります。また、アルツハイマー型認知症では進行を遅らせる薬があります。早期に診断を受けることで、今後の治療方針や介護方針を立てることができ地域で安心して生活できることにつながります。

与謝野町の認知症に関する主な制度と支援

与謝野町では、ご本人やご家族が安心して生活できるよう、認知症に関する制度を設け、さまざまな支援を行っています。詳しくは福祉課内にある地域包括支援センター(☎43-9021)までお問い合わせください。

見守りネットワークの事前登録制度

行方不明となられた方を早期発見・早期保護できるよう、近隣市町や警察と連携して認知症高齢者等の「見守りネットワーク」を構築しています。行方不明者のご家族から要望があった場合に、町からネットワーク構成団体(介護保険事業所・福祉サービス

事業所・民生委員など)に協力を要請し、各事業所には通常の業務の中で捜索活動に協力をいただいています。ご本人やご家族の同意があった場合に限り、行方不明となるおそれのある方の氏名や顔写真等をあらかじめ登録しておくことができます。

認知症高齢者等位置探索サービス(GPS)の利用補助

認知症等で徘徊により行方不明になるおそれのある高齢者等を、より早期に発見・保護するため、遠隔地から位置情報を発信する携帯型端末等の購入経費や初期費用等を補助します(レンタルは除く)。

■対象者
 行方不明になるおそれのある認知症高齢者等

